



各 位

不動産投資信託証券発行者名 東京都港区新橋二丁目2番9号 ケネディクス・レジデンシャル投資法人 代表者名 執行役員 田中 晃

(コード番号:3278)

資産運用会社名
ケネディクス不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 本間 良輔
問合せ先 KDRファンド本部
企画部長 中尾 彰宏

TEL. 03-3519-2623

資産運用会社の合併等の効力発生に伴う諸変更に関するお知らせ

ケネディクス・レジデンシャル投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する資産運用会社であるケネディクス不動産投資顧問株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)は、平成25年5月28日付「資産運用会社であるケネディクス・レジデンシャル・パートナーズ株式会社の組織再編等に関する覚書締結に関するお知らせ」及び平成25年7月10日付「資産運用会社であるケネディクス・レジデンシャル・パートナーズ株式会社の組織再編等に関する基本合意書並びにケネディクス・アドバイザーズ株式会社及びケネディクス・オフィス・パートナーズ株式会社との合併契約等の締結等に関するお知らせ」でお知らせいたしました資産運用会社の合併等(以下「本件合併等」といいます。)に関して、平成25年10月1日付で合併等の効力が発生し、資産運用会社について、以下の通り変更が生じましたのでお知らせいたします。

記

1. 本資産運用会社の商号変更

本件合併等に伴い、本日付で、本資産運用会社の商号が以下の通り、変更となりました。

変更前: ケネディクス・レジデンシャル・パートナーズ株式会社

変更後: ケネディクス不動産投資顧問株式会社

2. 本資産運用会社の役員等の交代

本資産運用会社は、平成25年8月23日付「資産運用会社における取締役および監査役の異動に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、平成25年9月30日の満了をもって取締役及び監査役全員が退任し、平成25年10月1日付で新たに取締役4名及び監査役3名が選任され、就任いたしました。



3. 物件情報に関する優先検討権に関するルールの制定

本件再編の効力発生に伴い、本資産運用会社は、本投資法人及びケネディクス不動産投資法人(以下「KRI」といいます。)の資産運用業務を受託する他、本投資法人及びKRI以外の不動産ファンド等(投資用のビークルである特別目的会社その他の形態の法人は組合、信託受託者等を含みますが、これらに限られません。以下「不動産ファンド等」といいます。)の運用も受託し、また将来にこれら以外の不動産ファンド等の運用の受託も行う可能性があります。

従って、本投資法人及びKRIは、各不動産ファンド等との間で取得機会の競合が発生する可能性がありますが、こうした各ファンド間の利益相反を防止することを目的として、平成25年5月28日付「資産運用会社であるケネディクス・レジデンシャル・パートナーズ株式会社の組織再編等に関する覚書締結に関するお知らせ」の「3. 利益相反に関する考え方(物件情報に関する優先検討権)」にてお知らせしました通り、平成25年10月1日付で、本資産運用会社内に「パイプライン会議」を新たに設置し、建築基準法上の「用途」並びに登記簿上の「延床面積」等を基準として優先検討権に関するルールが制定されました。

4. ケネディクス株式会社との新サポートライン覚書の締結

平成25年5月28日付「資産運用会社であるケネディクス・レジデンシャル・パートナーズ株式会社の組織再編等に関する覚書締結に関するお知らせ」の「10. スポンサーとの物件供給や情報提供に係る契約等の状況」にて公表しました通り、平成25年10月1日付で、スポンサーであるケネディクス株式会社、本投資法人及び本資産運用会社の間で、新たな「不動産情報提供等に関する覚書」(以下「新サポートライン覚書」といいます。)を締結いたしました。新サポートライン覚書の有効期間は、締結日である平成25年10月1日から1年間です。なお、新サポートライン覚書は、いずれかの当事者が有効期間満了日の30日前までに他の全覚書当事者に対して期限の更新をしない旨の書面による通知を行わない限り、更に1年間、同一の条件にて自動更新されます(以後も同様です。)。

また、新サポート覚書の締結に伴い、ケネディクス株式会社、本投資法人及び本資産運用会社の間で締結していた平成23年12月13日付「不動産情報提供等に関する覚書」は終了いたしました。

新サポートライン覚書の概要について、平成25年5月28日付「資産運用会社であるケネディクス・レジデンシャル・パートナーズ株式会社の組織再編等に関する覚書締結に関するお知らせ」の「10. スポンサーとの物件供給や情報提供に係る契約等の状況」にて公表した内容からの変更点(追加事項)は、以下の通りであり、新サポートライン覚書に基づき提供された物件情報について、本投資法人が取得を見送った場合に、本投資法人以外の各不動産ファンド等において利用されたときの取扱いを定めることとしています。

<変更点(追加事項)>

新サポートライン覚書に基づきスポンサー会社より提供を受けた不動産等売却情報及びウェアハウジングされた不動産等について、本資産運用会社が善良なる管理者の注意をもって



忠実に、取得を検討した上で本投資法人による取得を見送る判断をした場合(以下、当該取得を見送った不動産等を、「取得見送り不動産等」といいます。)、取得見送り不動産等を本資産運用会社がアセットマネジメント業務を提供する他のファンド(投資法人を含みますがこれに限られません。)において検討し、当該他のファンドがこれに基づいて取得見送り不動産等を取得することがあることをあらかじめ了承するものとされました(ただし、本資産運用会社は、当該他のファンドが取得見送り不動産等を取得した場合において、当該取得見送り不動産等が本投資法人が買付証明書を提出したものであったときは、遅滞なくこれを本投資法人に報告します。)。

以上

- * 本資料の配布先: 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス: http://www.kdr-reit.com/